

令和3年12月27日

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

秋田海陸運送株式会社
代表取締役社長 西宮 公平

社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年 1月 1日 ～ 令和 6年12月31日までの 3年間

2. 内 容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間7日以上とする。

〈対策〉 令和4年 1月～前年の年次有給休暇の取得状況を把握する。

令和4年 3月～部署毎に取得計画を策定する。

令和4年 4月～掲示板などで取得計画を従業員へ周知する。

目標2：小学校卒業年次までの子に対して利用できるよう看護休暇制度を拡充する。

〈対策〉 令和4年 1月～従業員に対してヒアリング調査及び検討を行う。

令和4年 3月～現行制度を改定する。

令和4年 4月～制度の導入、全従業員への周知。